

## 維持管理計画書

太夫浜埋立処分地の維持管理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第5項の規定を遵守し、次のような計画で実施するとともに、点検・検査その他の措置の記録を作成し、5年間保存する。

1. ごみの飛散、悪臭の発散、ねずみの生息及び衛生害虫の発生防止のため、十分な覆土を行うとともに、必要に応じ薬剤の散布等を行う。
2. ごみ層からの火災発生防止のため、必要に応じ散水等を行う。
3. ごみ層から発生するガスを排除するため、定期的にガス抜き管を点検するとともに、埋立作業の進行状況に応じ、ガス抜き管の継ぎ足しを行う。
4. 定期的に土堰堤、遮水シート、飛散防止フェンス、立入防止フェンス、表示立札等を点検し、必要に応じ補修等を行う。
5. 浸出水処理施設の機能を維持するため、必要な点検管理を行うとともに、関係法令に基づき定期的な水質検査を実施する。  
なお、放流水の水質が排水基準を超えた場合には直ちに放流を中止し、その原因を究明する。
6. 遮水機能の確認のため、遮水用二重シートの間層からの漏水の有無を把握するとともに、定期的に埋立地周縁の地下水の水質検査を実施する。